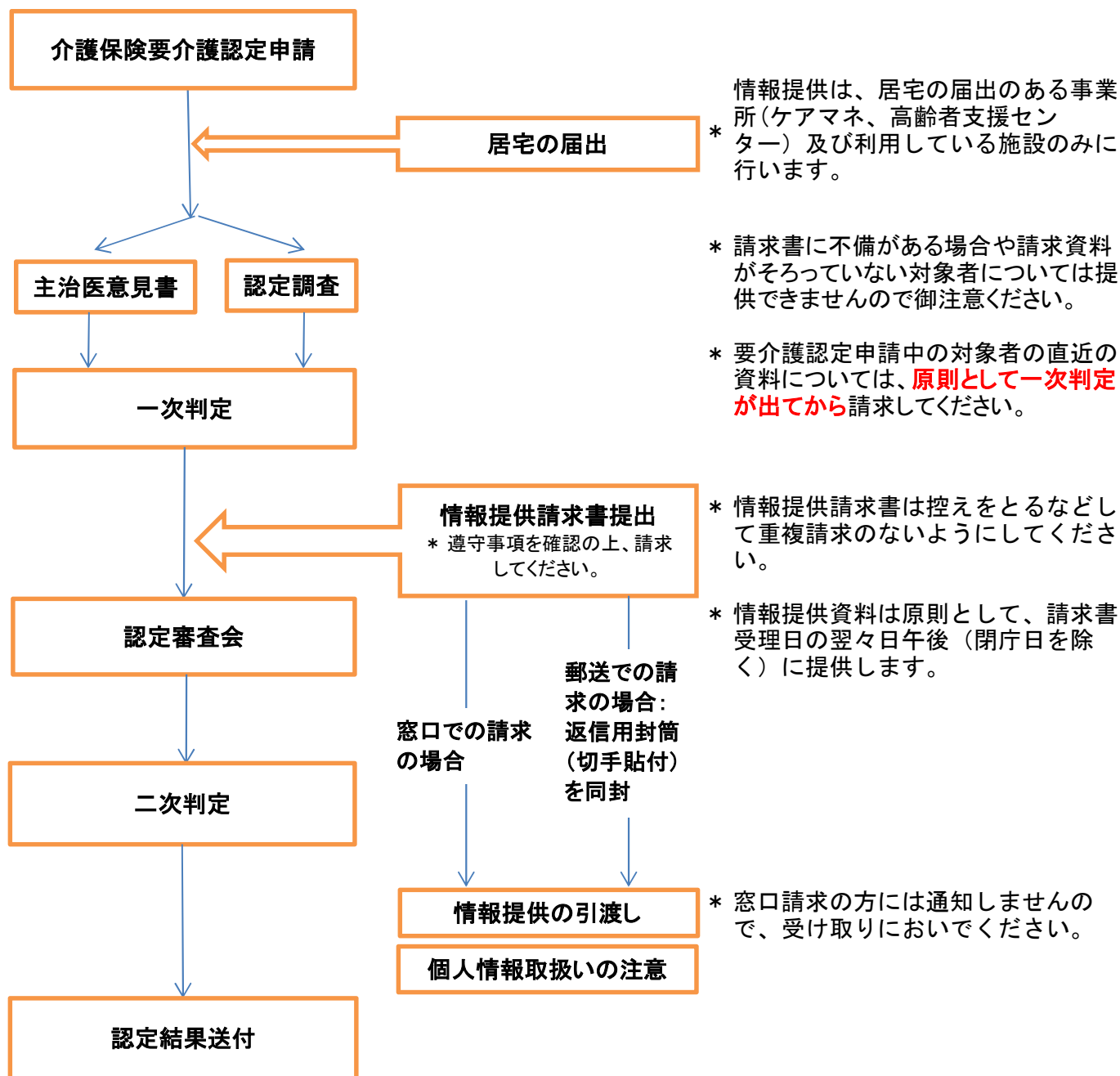


要介護認定等情報提供請求の流れについて

資料1-②



注意

二次判定が要支援または非該当(自立)と認定された方は、利用者がお住まいの地区の高齢者支援センターか八戸市地域包括支援センターへ請求としておりましたが、令和5年度より、介護保険課へ請求となります。

○情報提供を至急で請求できるのは以下の場合に限ります。(原則として請求書受理日の翌日午後引渡し)

- ① グループホーム入居判定のため認知症の程度確認が至急必要な場合
- ② 福祉用具利用のため認定調査票での確認が至急必要な場合
- ③ 暫定でのサービス利用が必要な場合(至急の理由が必要です)
- ④ 利用者及び家族からの認定結果不服による区分変更申請(介護申請)検討に至急必要な場合
- ⑤ その他、介護保険課が至急必要と認める場合